

高齢者虐待防止のための指針（事業所）

1 基本方針

きんじょう・きぬがわ総合支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会の設置

（1）事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

（2）委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。

（3）委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③従業員の人權意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。

⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4 職員研修の実施

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

(2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。

① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

② 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

④ 早期発見・事実確認と報告等の手順

⑤ 発生した場合の改善策

(3) 研修の開催は、年2回以上とし、新規採用時には別途実施する。

(4) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存することとする。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 家庭内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「5 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るもの

とする。

(4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

7 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。